

政策・制度解説「一ナーナー⑯ サマータイム制度導入に関する最近の動向

サマータイム制度導入に関する最近の動向

一 サマータイム法案(骨子)の解説――

金属労協政策局／松崎 寛

これまで幾度となく本誌にて「」紹介してきましたサマータイム制度ですが、その導入実現にむけ、いよいよ正念場を迎えています。そこで今回、本解説「一ナーナーでは、3月18日(日)開催された「サマータイム実現緊急大会」(詳細につては、金属労協ホームページ <http://www.jmtfc.or.jp/>)を参考ください)において、サマータイム制度推進議員連盟が発表した、第1

サマータイム法案(骨子)

第1条(目的)

この法律は、1年のうちの特定の期間において用い

前2時から10月の最後の日曜日の午前2時までの間は、サマータイム(標準時よりも1時間進めた時刻をいう)を用いるものとする。
2. 4月の最初の日曜日は23時をもつて1日とし、10月の最後の日曜日は25時間(標準時よりも1時間進めた時刻をいう)をもつて1日とする。

3. 条約その他の国際約束若しくは法律若しくはこれに基づく命令に特別の定めがある場合又は特別の国際慣習がある場合については、前2項の規定は、適用しない。

第3条(国民への周知等)

政府は、教育活動、広報活動等を通じて、この法律の趣旨及び内容について国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう務めるも

とともに、地域社会の安全の向上及びゆとりと豊かさの実感できる社会の実現に資することを目的とする。

第2条(時刻の切り替え)

1. 4月の最初の日曜日の午

損なうような労働時間の増加等の事態が生ずることのないよう十分に配慮するものとする。

第4条(円滑な実施に要する経費)
政府は、この法律の円滑な実施に要する経費について、これを予算に計上する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第5条(政令への委任)
第2条の規定による10月の最後の日曜日における時刻の切り替えに伴い必要な労働時間の特例その他この法律の施行に要する必要な事項は、政令で定める。

第1条(目的)――過去から現在へ、導入目的の変化――

戦後、1948年から1955年まで、サマータイム制度が実現するまでの歴史的経緯を示す。

戦後、1948年から1955年まで、

1952年4月に廃止されましたが、これが改善したことや、国民の半数以上から不評を買つたことで、

1952年4月に廃止されました。その後、エネルギー事情が改善したことや、現代社会では様々な問題を抱えており、なかなか打開策が見いだせない手詰まりの状態が続いています。今回のサマー

第2条(時刻の切り替え)

――日本は北米型――

その後、1979年の第2次オイルショックを契機に、省エネルギー法が制定されました。1948年4月26日の衆議院本会議の場においてはその導入目的を、①国民の健康福祉の増進、②重要資源の節約、③国民の時間概念を養う、と説明していましたが、石炭事情の悪化、電力不足の深刻化など当時のエネルギー事情からすると、②の「重要な資源の節約」を主な目的としていたことは明らかでした。そのため、一刻も早くサマータイム制度の導入が必要であったといわれており、実際には、国民への十分な説明なしに、法律が制定されたわずか3日後の1948年5月1日に実施されています。その後、エネルギー事情が改善したことや、現代社会では様々な問題を抱えており、なかなか打開策が見いだせない手詰まりの状態が続いています。今回のサマータイム法案骨子の中では、「4月の最初の日曜日の午前2時より1時間進めた時刻をいう」という定義が示されています。この定義によると、4月の最初の日曜日から10月の最後の日曜日までの間は、標準時よりも1時間進めた時刻をいうことになります。つまり、北米型(カナダ、アメリカ、メキシコ)とヨーロッパ型(ヨーロッパ型は3月最終日曜日から10月最終日曜日、北米型は、4月の最初の日曜日から10月の最終日曜日までとなっています。今回のサマータイム法案骨子の中では、

「4月の最初の日曜日の午前2時より1時間進めた時刻をいう」という定義が示されています。この定義によると、4月の最初の日曜日から10月の最後の日曜日までの間は、標準時よりも1時間進めた時刻をいうことになります。つまり、北米型(カナダ、アメリカ、メキシコ)とヨーロッパ型(ヨーロッパ型は3月最終日曜日から10月最終日曜日、北米型は、4月の最初の日曜日から10月の最終日曜日までとなっています。今回のサマータイム法案骨子の中では、

トライム制度導入に関する最近の動向

政策・制度解説コ－ナ－⑯(13)